

第2節 社会的養育の充実・強化

〈現状と課題〉

- 子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、すべての子どもに良質な生育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現が求められています。
- 社会的養護の施策は、かつては親が無い、親に育てられない子どもへの施策でしたが、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、何らかの障がいのある子ども、DV被害の母子などへの支援を行う施策へと役割が変化し、役割・機能の変化に対応したシステムの変革が求められています。
- 児童虐待に関する意識の高まり等を背景に、養護相談の件数は増加傾向にあります。
- 平成27年3月に策定した長野県家庭的養護推進計画に基づき施策を推進してきました。
- 平成28年の児童福祉法の改正において、児童が権利の主体として位置付けられるとともに、家庭養育の優先の理念が明確化され、平成29年8月に新しい社会的養育ビジョンで理念の改革の工程等の提言がなされました。また、市町村は基礎的な地方公共団体として、住民に最も身近な場所における子ども家庭支援を行うという役割が明確化されました。

〈施策の方向性〉

平成28年の改正児童福祉法の理念の実現に向けて、平成27年3月に策定した長野県家庭的養護推進計画を全面的に見直し、長野県社会的養育推進計画（計画期間令和2年度～令和11年度）を策定し、関連施策を推進することとしています。

《施策の内容》

- 基本方針 「子どもたちの最善の利益の実現」
施策の5本の柱
 - 1 当事者である子どもの権利擁護
 - ・ 子どもの意見を聴く体制の整備
子どもが自分の権利について学習する機会を設けるとともに、子どもの意見を聴く仕組みづくりを検討します。
 - ・ 一時保護改革
一時保護所の生活環境の改善、里親への一時保護委託の推進、児童養護施設による一時保護専用施設の整備を推進します。
 - 2 子どもが家庭で暮らすための支援
 - ・ 市町村の児童家庭相談体制の強化
子ども家庭総合支援拠点の設置促進を図るとともに、児童相談所等による市町村支援体制の充実を図り、地域の特色を生かした子ども家庭支援ネ

ットワークを構築します。

- 児童相談所の体制強化

児童福祉司等の専門職員を計画的に増員するとともに「地域養育支援担当」を配置し機能を強化します。

- 特別養子縁組の推進のための支援体制の構築

産科医療機関等との連携を強化し、対象となる子どもの早期把握に努め、成立後の相談支援体制を強化します。

3 家庭と同様の環境における養育の推進

- 里親委託等の推進

長野県里親委託等推進委員会、児童相談所単位での里親委託等推進委員会における支援機関がチームとして里親による養育支援を行う取組を推進します。

- 施設の小規模・地域分散化、高機能・多機能化、機能転換

各施設における家庭的な養育環境の整備や市町村と連携した地域の子育て支援に関わる取組を支援します。

4 子どもの自立支援の推進

- 社会的養護自立支援に向けた取組

児童養護施設等によるアフターケアなどの各種支援を充実します。

5 子どもの養育を地域で支える人材の育成

- 家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育を地域で担う人材育成

市町村、県（児童相談所）、児童福祉施設の職員や里親に対する研修の充実等により福祉人材の育成・確保を推進します。

○ 計画期間

令和 2 年度(2020 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの 10 年間

- 前期 5 年：令和 2 年度(2020 年度)～令和 6 年度(2024 年度)

- 後期 5 年：令和 7 年度(2025 年度)～令和 11 年度(2029 年度)

○ 計画の推進

計画の進捗状況は、毎年度、長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会で検証し、前期計画の最終年度である令和 6 年度に総合的な評価・見直しを行う他、必要に応じて計画を見直します。